

# 赤帽福井県軽自動車運送協同組合の信書便約款の変更を認可

総務省北陸総合通信局（局長：菱田 光洋）は、赤帽福井県軽自動車運送協同組合（代表理事 山本 増広）から申請のあった信書便約款の変更の認可申請について、情報通信行政・郵政行政審議会からの答申を受けて、令和6年11月25日付で認可しました。

認可の概要は、これまで同運送協同組合の1号役務（大型、重量物対象）において送達できる信書便物は長さ、幅及び厚さの合計が90cmを超えるものでありましたが、それらの合計が73cmを超えるもの、としたものです。

この変更により、利用者において差出し時の梱包を小型化・簡素化することができ、またサービスの選択の幅が広がります。

北陸総合通信局は、今後も信書便制度の利用促進などに取り組んで参ります。



赤帽福井県軽自動車運送協同組合様



(参考) 総務省が定めた「特定信書便マーク」